

令和4年7月26日
学校健康推進課

住民訴訟控訴事件について

令和4年4月12日開催の教育委員会にて東京地方裁判所の判決言渡しがあった旨を報告した住民訴訟にかかる争訟事件について、原告より控訴が提起されたため報告する。

- 1 事件名 世田谷区便乗給食違法確認事件
- 2 控訴状送達日等 令和4年4月4日
(口頭弁論期日 令和4年9月7日)
- 3 当事者 控訴人(原審原告) 甲
被控訴人 世田谷区教育委員会
- 4 原判決主文の表示
(1) 原告の請求を棄却する。
(2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- 5 控訴の趣旨
(1) 原判決を取り消す。
(2) 被控訴人が、世田谷区立小・中学校に勤務する教職員等(給食指導教員等を除く)(以下「本件教職員等」という。)に対し、学校給食に相当する給食(以下「特例給食」という。)に係る人件費及び光熱水費の徴収を怠っていることが違法であることを確認する。
(3) 訴訟費用は、一審、二審ともに、被控訴人の負担とする。
- 6 経緯及び控訴理由
原告は、令和3年1月7日付けで、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求書を提出し、特例給食を食している本件教職員等から徴収する額に、光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたる旨を主張した。
世田谷区監査委員による監査の結果、本件請求は理由がないものと認められ棄却された。原告は、監査結果に不服があるものとして、地方自治法第242条の2第1項3号

に基づき、本件教職員等に対する特例給食に係る光熱水費、人件費等の徴収を怠っていることは地方公務員法第25条に違反するものであり、違法であることの確認のための住民訴訟を提起した。被告を世田谷区教育委員会とした裁判の審理が行われ、令和4年3月23日に東京地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が出された。

その後、控訴人（原審原告）から地方公務員法第2条に反する判決として、令和4年4月4日に東京地方裁判所の判決に不服がある旨の控訴状が、5月22日に控訴理由書が東京高等裁判所に提出され、区には6月29日に控訴状等が届いた。

【参考】地方公務員法（抜粋）

第2条

地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

第25条

職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

7 今後の対応

引き続き、原判決の趣旨を踏まえ対応していく。